

新型コロナウイルス感染症から回復後の当院への受診について

新型コロナウイルス感染症に罹患（症状、入院の有無は問いません）されて回復された患者さんは、つぎの条件をすべて満たした場合に、当院の一般診療（感染症の診療以外）の受診や検査を受けていただくことができます。

- 解熱剤等を用いずに平熱である
- すべての症状を3日以上認めない
- 発症翌日から数えて、20日目以降である（無症状者は検体採取翌日から）

なお、上記の場合であっても、エアロゾル（呼吸している息にウイルスなどの微粒子が混ざったもの）が多数発生する検査・治療（胃・大腸内視鏡検査、歯科・口腔外科での歯科用ドリルを用いた治療、耳鼻科診療全般、呼吸機能検査など）については、新型コロナウイルス感染症の病状の経過によっては、診療・検査を20日目より後に、延長させていただく場合があります。

新型コロナウイルス感染症は、無症状・軽症でも発症から10日間（厚生労働省や米国疾病予防管理センター報告）、中等症以上の方では20日間（米国疾病予防管理センター報告）は、他の方に感染させるリスクがあるといわれています。

病院には、免疫力の低下した方が多数、入院、外来診療を受けており、また、その医療を担う医療従事者の感染も防がなければなりません。

患者さん、医療従事者、両者の安全を守りつつ、必要な医療を最大限提供できるように努めていく所存ですので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

2022.3.29.

公立館林厚生病院 病院長